

令和2年5月28日  
ご家族様各位

社会福祉法人奉優会 優っくり事業本部  
本部長 水内利英

## 【緊急事態宣言解除後の対応について】

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に伴う緊急事態宣言が全面解除となりました。介護入居施設においては緊急事態宣言解除後も第2波の感染拡大を鑑みて、下記の対応とさせていただきます。首都圏の感染状況等踏まえ、柔軟に対応してまいります。

### 記

	緊急事態宣言時	6/1～	7/1～
面会	緊急やむを得ない場合を除き、面会中止。 通信機器を用いてのビデオ通話のみ対応	左記同様 ガラス越し面会（予約）	左記同様
家族との外出・外泊	やむを得ない場合以外は自粛	やむを得ない場合以外 は自粛	左記同様
訪問マッサージ	自粛	自粛	再開予定
訪問理美容	自粛	※1条件付きで再開	左記同様
散歩外出	自粛	※2条件付きで実施	左記同様

※1 3密にならない場所にて実施。実施当日利用者及び理美容師の健康チェックを実施したうえで行う。

※2 気分転換及び機能維持を目的とし、職員付き添いのもと、3名以下の少人数かつ外部の方と接触がない条件下でのみ可能。1回の外出時間を20分以内とする。

以上